

○中空知衛生施設組合議会定例会の回数を定める条例

昭和44年7月9日
条 例 第 2 号

中空知衛生施設組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月17日条例第7号）

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。